

取扱注意

平成30年度

# 災害関係非常連絡マニュアル



岡山県マスコット「ももち」と「うらっち」

## 岡山県

※個人情報が掲載されていますので、厳重な取扱いをお願いします。

# 目 次

I	防災配備体制の基準	1
II	防災配備の連絡	4
III	災害情報伝達先及び配備体制	6
IV	危機管理チーム	1 3
V	災害対策本部	1 5
VI	地震時の緊急初動体制	1 7
VII	災害情報等通報・報告系統図	2 2
VIII	各種連絡先	
1	災害・事故等連絡先	2 3
2	本庁防災担当者・連絡要員名簿	2 7
3	県民局及び地域事務所 防災担当者・連絡要員名簿	2 9
4	市町村防災担当課・担当者名簿	3 0
5	消防本部・署一覧表	3 1
6	関係機関連絡先	3 2
7	中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定等に係る連絡担当部局一覧表	3 4
8	原子力災害等発生時連絡先名簿	3 6
	上斎原オフサイトセンター内の電話・F A X	3 7
9	岡山県防災会議	3 8
IX	その他の連絡体制	
1	新型インフルエンザ等対策フェーズ4以降の連絡体制	4 1
2	高病原性鳥インフルエンザ関係の連絡体制	4 2
3	口蹄疫関係の連絡体制	4 3
4	市町村から県への救援物資要請フロー	4 4
X	防災に役立つ情報	4 5
参考資料		
1	災害対策本部会議配席図	4 7
2	危機管理チーム会議配席図	4 8
3	災害対策本部(集中配備室)配席図	4 9
4	災害対策本部等電話番号	5 0
5	地方災害対策本部配席図	
(1)	備前県民局	5 2
(2)	備中県民局	5 3
(3)	美作県民局	5 4
6	防災配備室配置図	
(1)	備前県民局	5 5
(2)	備中県民局	5 6
(3)	美作県民局	5 7

## I 防災配備体制の基準（「岡山県災害対策実施要綱」より）

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、迅速・的確な防災活動を実施するため、岡山県が執るべき防災配備体制は、**注意体制**、**警戒体制**、**特別警戒体制**及び**非常体制**とし、次の基準によるものとする。

### 1 防災配備体制の内容及び時期

種 別	内 容	時 期
<b>注意体制</b>	特に関係のある部課の職員の少数人数を配備し、主として情報収集、連絡活動を行い、状況によっては更に上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。	(別紙1) 防災・危機管理 配備体制による (P2～3参照)
<b>警戒体制</b>	災害応急対策に関係のある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに上位の体制に移行し得る体制とする。	
<b>特別警戒体制</b>	災害応急対策に関係のある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。	
<b>非常体制</b>	① 災害応急対策に関係のある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急対策を迅速かつ強力に実施するとともに、災害の規模等に応じて他の部課の応援を得るなどして十分な人員を配備した体制とする。 ② ①に関わらず、県内で震度5強以上の地震を観測した場合又は県下広範囲に甚大な被害が発生した場合は、原則として全員配備とする。ただし、所属長は災害の規模等を確認の上、配備人員等について適宜の指示をすることができる。	

### 2 注意体制及び警戒体制における配備及び解除の決定

- (1) 県における配備及び解除の決定は、別紙1 防災・危機管理配備体制に基づき行うものとする。ただし、判断を要するものについては、危機管理課長と担当部局担当課長が協議し決定するものとする。なお、事案によりマニュアル等（災害関係非常連絡マニュアルを含む）で別途定めのあるものについては、当該マニュアル等に従うものとする。
- (2) 防災関係部課所長及び出先機関の長は配備職員をあらかじめ指名し、配備体制の確保を図るものとする。
- (3) 防災関係部課所長及び出先機関の長は、所管の防災業務の実施内容により当該部課所における配備を決定するものとする。

(別紙1) 防災・危機管理配備体制

レベル	配備体制	風 水 害	地 震	原子力災害
1	注意体制	<p>○大雨、洪水注意報</p> <p>○大雪警報</p>	<p>○津波注意報</p>	<p>○協定第9条事象及び同レベルの事故</p> <p>昭和54年7月に岡山県、上斎原村及び事業所の3者で締結した協定第9条によると「法令で定める値を超えた被ばく又は環境への放出があったとき」など5項目で、いずれもすぐに付近住民などが被ばくすることはないと考えられるが、その後の経緯によっては、拡大するケースも考えられることから、注意体制とする。</p>
2	警戒体制	<p>○大雨、洪水、高潮警報</p> <p>○暴風、暴風雪警報</p>	<p>○震度4</p> <p>震度4で緊急初動班(第1次班)が参集し、本来の職員が警戒体制につくまでの間、情報収集などの体制をとる。</p> <p>※予測被害：住家の一部破損やあわてて避難した者の負傷等で、人命に影響するような甚大な被害が発生していない。 例：芸予地震(笠岡市、倉敷市等) 鳥取県中部地震(玉野市等)</p>	<p>○地域防災計画(原子力災害等対策編)に係る情報収集事象及び警戒事象に該当する場合</p>
3	特別警戒体制 危機管理 チーム 統括	<p>○相当規模の被害の発生又はそのおそれがある場合</p> <p>※暴風、大雨、洪水、高潮、水防警報のいずれかが発表され、次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>① 岡山県の区域の一部が台風の12時間後進路予報円内に入り、相当規模の災害が発生するおそれがある場合</p> <p>② 河川水位が氾濫危険水位(危険水位)を超えるおそれがある場合</p> <p>③ 土砂災害警戒情報が発表されている地域に、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>④ その他、上記基準以外でも相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがある場合</p>	<p>○津波警報</p> <p>○震度5(弱)</p> <p>震度5(弱)で緊急初動班(第1次班及び第2次班)が参集し本来の職員が特別警戒体制につくまでの間、情報収集などの体制をとる。</p> <p>被害の程度がかなり大きいと予想されるため、特別警戒体制とする。</p> <p>例：鳥取県西部地震(岡山市等) 鳥取県中部地震(真庭市)</p>	<p>○原災法第10条事象</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条の通報事象は、事業所境界線で5マイクロシーベルト/時間以上を観測するなどの事象で、付近住民にすぐに被害が及ぶ事象ではないが、国への通報が義務付けられていることなどから特別警戒体制とする。</p>
4	非常体制 災害対策本部 統括	<p>○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合</p> <p>① 特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪)又は大津波警報が発表された場合</p> <p>② その他、上記基準以外でも甚大な被害が発生し又は発生するおそれがある場合</p>	<p>○大津波警報</p> <p>○震度5(強)以上</p> <p>震度5(強)以上で緊急初動班(第1次班及び第2次班)を含め、原則として職員全員が参集する。</p> <p>県下広範囲に被害が発生すると予想されるため、非常体制とする。</p> <p>例：5強(鳥取県西部地震(新見市等)) 5強(鳥取県中部地震(真庭市、鏡野町))</p>	<p>○原災法第15条事象</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条の事象は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発し、国の担当副大臣がオフサイトセンターへ出向、指揮をとって対応するレベルであり、非常体制とする。</p>

## II 防災配備の連絡

防災配備連絡の伝達等については次のとおりとする。

### 1 風水害、地震・津波の場合

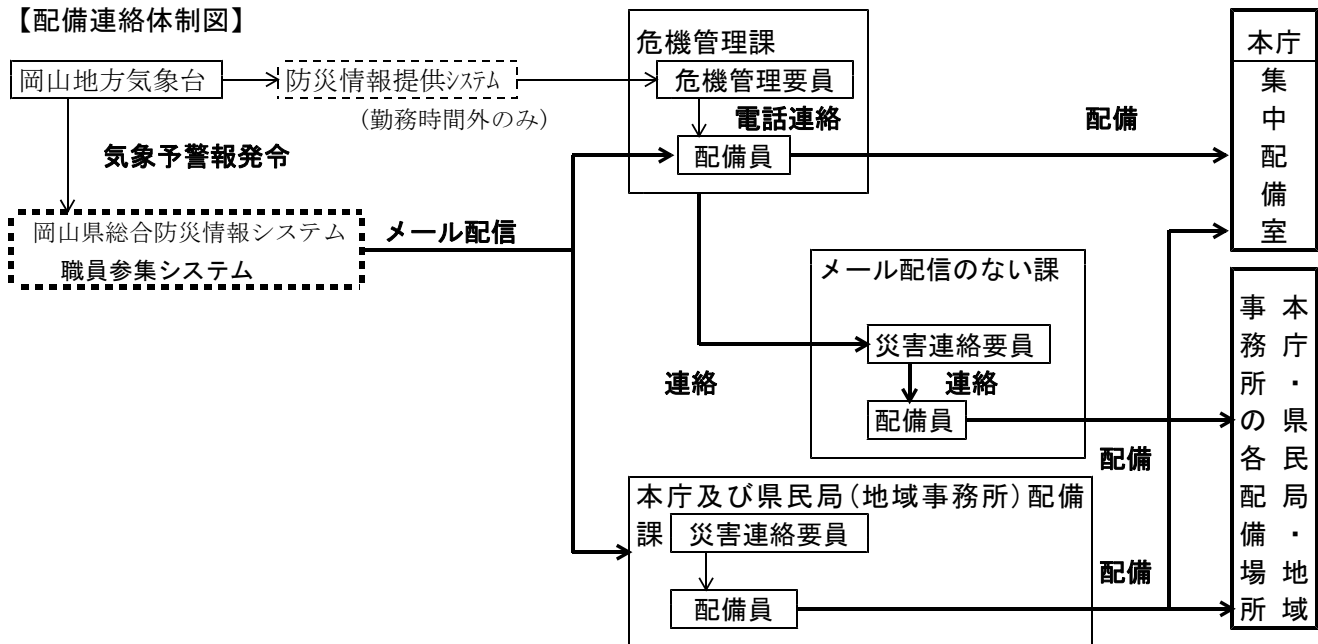
#### (1) 職員参集システムによる自動一斉連絡

配備に関係する気象予警報等が岡山地方気象台から発表された場合は、岡山県総合防災情報システムの職員参集システムから事前に登録された携帯電話へ職員参集のメール（当該メールに対して登庁可否の返信がない場合は電話）を一斉に配信することにより、本庁及び県民局（地域事務所）の配備該当課所（以下「配備課」という。）の災害連絡要員又は配備員へ連絡を行う。

なお、職員参集システムに登録された携帯電話を持たない課（以下「メール配信のない課」という。）の災害連絡要員には、危機管理課の危機管理要員又は危機管理課（消防保安課）の配備員から電話で連絡を行う。

ただし、震度4以上の地震の場合は自動配備となるので、職員参集のメール配信による連絡以外はしない。

【配備連絡体制図】



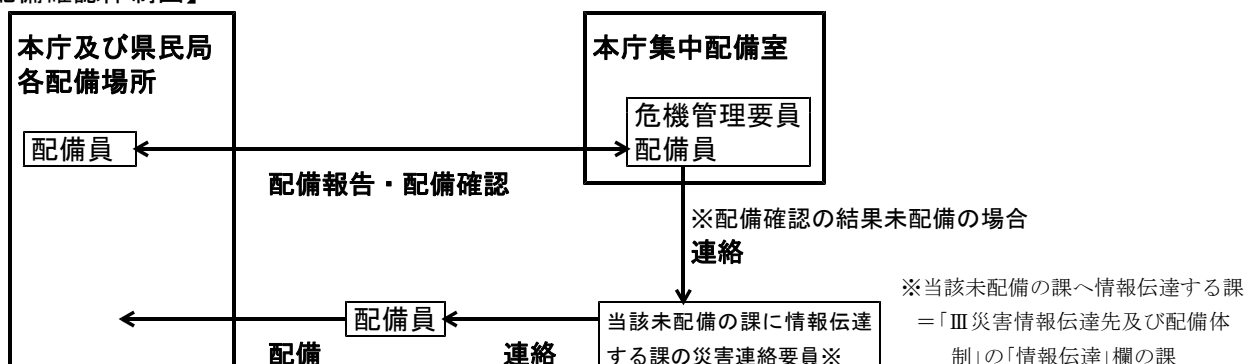
#### (2) 配備の確認

ア 本庁及び県民局（地域事務所）の配備課の災害連絡要員は、配備に就く必要がある災害の発生を知った場合は、速やかに、配備員に配備に就くよう連絡を行う（ただし、配備員が職員参集システムによる連絡を受けるなど災害発生を知り得る場合は連絡を省略できる。）。

イ 配備に就いた配備員は、速やかに配備に就いた旨の報告を本庁集中配備室（危機管理要員又は配備員）へ連絡する。（地域事務所配備員は県民局配備員へ連絡を行う。）

ウ 本庁集中配備室の危機管理要員又は配備員は、本庁及び県民局の配備が必要な課所の配備状況を確認し、未配備の場合（配備連絡から1時間後を目処）は、該当災害連絡要員へ連絡し、速やかな配備員の配備を求める。また、集中配備室への配備（派遣）がなされていない場合は、当該部局の主管課の災害連絡要員へ連絡し、速やかな配備員の配備を求める。なお、地域事務所の配備確認等は県民局において行う。

【配備確認体制図】



Ⅲ 災害情報伝達先及び配備体制 その1 … 風水害

配備体制一覧

・配備に就く課…「配備連絡」欄に「○」、「S」、「課名」のある課 例：特別警戒体制の場合「総務学事」とある財産活用課  
 ・配備連絡の方法…「配備連絡」欄に「○」＝集中配備室から災害連絡要員へ連絡 「S」＝職員参集システムにより自動連絡（集中配備室からの連絡不要） 「課名」＝課名のある課から連絡（集中配備室からの連絡不要） 「時間内」は、勤務時間内のみ 特別警戒体制時、非常体制時の配備連絡は、集中配備室（危機管理課・消防保安課配備員）から行う。  
 ・情報伝達の方法…「情報伝達」欄に「○」＝集中配備室から伝達 「課名」＝課名のある課から伝達（集中配備室からの連絡不要）

部局	配備課名	注意体制						警戒体制						特別警戒体制			備考		
		大雨又は洪水注意報		高潮注意報		大雪警報		大雨又は洪水警報		高潮警報		暴風又は暴風雪警報		集中配備室への配備(派遣)人数	相当規模の被害	集中配備室への配備(派遣)人数		危機管理チーム員	
		配備連絡	情報伝達	配備連絡	情報伝達	配備連絡	情報伝達	配備連絡	情報伝達	配備連絡	情報伝達	配備連絡	情報伝達	配備連絡	情報伝達	配備連絡	情報伝達	配備連絡	情報伝達
危機管理監	危機管理監																		
	危機管理課	S	/			S	/	S	/	S	/	S	/	3	○	16	管理監		
	消防保安課														○		課長		
総合政策局	公聴広報課							S	○	S	○	S	○		○	2	課長		
	政策推進課														○	1	課長		
総務部	総務学事課							S	○			S	○	1	○	5	課長		
	財産活用課							○	○	○	○			1	総務学事				
県民生活部	県民生活交通課													S	○	2	課長		
	情報政策課													1	県民生活				
環境文化部	環境企画課														○	2	課長		
保健福祉部	保健福祉課							S	○	S	○	S	○	1	○	2	課長		
	生活衛生課																		
産業労働部	産業企画課														○	2	課長		
農林水産部	農政企画課	時間内のみ	○					S	○			時間内のみ	○		○		課長		
	耕地課	S	○					S	○	S	○								
	治山課	S	○					S	○										
	水産課							S	○	S	○			S	2※		3		
	農産課	時間内のみ						時間内のみ				時間内のみ							
	畜産課																		
土木部	監理課							S	防炎砂防			S	○		○		課長		
	道路整備課	S	防炎砂防			S	○	S	防炎砂防	S	防炎砂防	S	○						
	道路建設課																		
	河川課	S	防炎砂防	防炎砂防	防炎砂防			S	防炎砂防	S	防炎砂防	S	○						
	防災砂防課	S	○	※				S	○	S	○								
	港湾課			防炎砂防	防炎砂防			S	防炎砂防	S	防炎砂防								
都市計画課																			
出納局	用度課							○		○		1※	○	1	課長				
企業局	施設課							S	○	S	○			○		課長			
教育庁	教育政策課							○		○				○		課長			
	財務課																		
	高校教育課																		
	義務教育課																		
特別支援教育課																			
警察本部	警備課													○		課長			
県民局		S	○	備前備中防炎砂防		S	○	S	○	備前備中防炎砂防		S	○	○			に特別警戒体制		
地域事務所		S	○	東備井笠防炎砂防		S	○	S	○	東備井笠防炎砂防		S	○	県民局	○				

注1 情報の伝達のみを行い、配備体制はとらない場合

- 雷・強風・波浪の各注意報及び波浪警報が危機管理課及び各県民局に伝達されたとき。
- 風雪・着雪・低温・大雪・なだれの各注意報が危機管理課及び各県民局に伝達されたとき。なお、危機管理課は道路整備課にその旨伝達する。
- 乾燥注意報・火災気象通報が危機管理課及び各県民局に伝達されたとき。なお、危機管理課は治山課にその旨伝達する。
- 霜注意報・広戸風情報が危機管理課及び各県民局に伝達されたとき。
- 市町村その他から、広戸風が発生し又は発生が予測される旨の通報があったときも同様とする。

注2 注意報等の発表がなくても大雨・洪水の注意体制等を適用する場合

- 岡山河川事務所、県民局から、河川水位が通報基準に達し、なお上昇を認める旨の通報があったときは、注意体制を執る場合がある。
- 県民局、市町村等から、水害発生のおそれがあること又は水害が発生したことの通報があったときは、上表の各配備を適用する場合がある。
- 市町村その他から、風水害等による災害が発生し又は発生が予測される旨の通報があったときは、上表の各配備を適用する場合がある。

注3 集中配備室の派遣人員

特別警戒体制時及び非常体制時の集中配備室及び本部会議室への派遣人員は各部内で分担する。

注4 非常体制時の人員

非常体制時においては、所属長は特別警戒体制時の配備に加え、災害の規模等に応じて十分な人員を配備する。

注5 岡山市、津山市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、美咲町、吉備中央町、倉敷市、笠岡市、里庄町及び勝央町

# 災害対策本部事務局（集中配備室） 配備員編成表（自然災害時）

副課長	統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理チーム会議の開催</li> <li>・非常体制への移行の検討</li> <li>・災害発生予測、発生した災害の規模等の分析</li> <li>・対応方針案の作成、知事・議会への報告文書の作成</li> <li>・本部会議室の管理</li> <li>・危機管理チーム会議、本部会議の運営</li> </ul>	1	危機管理課	防災対策班長	①統括班の総括
			2	危機管理課		①方針案、知事・議会への報告書作成等、②各班との連絡調整（指示） ③チーム会議、本部会議等の次第及びプレゼンの作成指示
			3	危機管理課		①会議進行の統括、②お知らせ、消防庁報告書作成
			4	土木部		①総合防災情報システムへの入力（災害対策本部設置、自衛隊災害派遣要請）
			5	産業労働部		①県民局・地域事務所、市町村等の体制、防災活動等の記録、整理、 ②市町村災害対策本部設置状況把握
			※6	農林水産部		①会議配付資料の収集・配付（コピー30部）、整理保管、②会議等資料のプレゼン作成
			7	危機管理課（兼）		①方針案、知事・議会への報告書作成等補佐、②ホームページ防災モードへの切替え
			8	総務部		①会議進行の統括 ①本部会議室の庶務全般、②TV会議の実施通報及び会議参加者の掌握と通報 ③会議等資料のプレゼン作成
			9	環境文化部	防災通信班	①議事概要の作成、議事録の作成、②情報会議室掲示資料整理更新 ①通信機材操作パネルの操作・運用、②映像配信調整会議資料の録画 ①会議使用電子ファイルの把握と提供、 ②会議次第に応ずる会議用電子ファイル開示
副課長	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員参集、非常体制への移行及び会議開催の通知</li> <li>・県の活動記録の収集・整理</li> <li>・知事、議会への連絡</li> <li>・集中配備室物品等の調達、保守</li> <li>・災害及び被害情報等による電話照会への対応</li> </ul>	1	危機管理課（消防保安課）		①庶務班の総括
			2	危機管理課（消防保安課）		①班内調整補佐、②体制移行、職員参集、会議開催等通知、 ③集中配備室の物品準備（ゼッケン・消耗品等） ④庁内放送・県民局市町村への一斉指令等の原稿作成 ⑤緊急通行車確認証明書発行
			3	総務部		①報告文書受付、②報告文書整理（正）、②県の活動記録の収集整理（正） ③配備日誌の作成、④知事、県議会（会）報告（知事、県議へのFAX）
			4	総務部		①報告文書受付、②報告文書整理（副）、②県の活動記録の収集整理（副） ③配備日誌の作成、④知事、県議会（会）報告（知事、県議へのFAX）
			※5	土木部		①集中配備室の維持・管理に関すること ②集中配備室要員の衣食住に関すること
			※6	出納局		①集中配備室の体制（シフト・増員）に関する調整（庁内及び県外）
副課長	通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の運用・保守</li> <li>・総合防災情報システム等の運用及び保守</li> <li>・他班の応援</li> </ul>	1	危機管理課（通信）	防災通信班長	①通信班の総括（統括班支援要員の指名）
			※2	危機管理課（通信）		①防災行政無線の運用・保守、②総合防災情報システムの運用・保守③その他通信に関すること
			3	危機管理課（通信）		①防災行政無線の運用・保守、②総合防災情報システムの運用・保守③その他通信に関すること
			※4	危機管理課（通信）		①防災行政無線の運用・保守、②総合防災情報システムの運用・保守③その他通信に関すること
			5	危機管理課（通信）		①防災行政無線の運用・保守、②総合防災情報システムの運用・保守③その他通信に関すること
副課長	情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害、事故等に関する情報の収集、集約、伝達等</li> <li>・気象、水防情報の収集</li> <li>・県民局、地域事務所、市町村等の体制、防災活動状況の把握</li> </ul>	1	危機管理課		①情報班の総括、②状況により、交通機関状況の収集担任を指名
			2	危機管理課		①班内調整補佐、②お知らせ原稿（主な被害情報）の作成
			3	総合政策局		①情報班No1、No2の補佐、②他班との連絡調整
			4	総務部		③総合防災情報システム（必要により印刷出力）、④総合政策局連絡窓口
			5	県民生活部		①備前県民局連絡窓口（管内の被害等把握）、②総務部連絡窓口
			6	保健福祉部		①備前県民局管内における被害、避難状況等の把握、②県民生活部連絡窓口
			7	保健福祉部		①備前県民局管内における被害、避難状況等の把握、②保健福祉部連絡窓口、 ③交通機関（鉄道、空港、バス被害）状況把握、④状況により、他業務支援
			8	産業労働部		①備前県民局連絡窓口（管内の被害等把握）、②保健福祉部連絡窓口（副）
			9	農林水産部		①備前県民局管内における被害、避難状況等の把握、②農林水産部連絡窓口、 ③交通機関（鉄道、空港、バス被害）状況把握、④状況により他業務支援
			10	環境文化部		①備前県民局管内における被害、避難状況等の把握、②環境文化部連絡窓口
			11	出納局		①美作県民局管内における被害、避難状況等の把握、②出納局連絡窓口
			※12	教育庁		①美作県民局管内における被害、避難状況等の把握、②教育庁連絡窓口、 ③交通機関（鉄道、空港、バス被害）状況把握、④状況により、他業務支援
			13	土木部		①道路（県道、国道、高速道）被害及び交通規制状況把握、②土木部連絡窓口
			※14	企業局		①ライフライン（水道、電気、ガス）被害状況把握、 ②企業局連絡窓口
			15	農林水産部		①FAX、気象状況（防災情報提供システム）の受理・配布 ②発生通報等報告文書の受付・コピー、②報告文書（コピー）の配付
			16	農林水産部		①FAX、気象状況（防災情報提供システム）の受理・配布 ②発生通報等報告文書の受付・コピー、②報告文書（コピー）の配付
			17	危機管理課	訓練担当参事（兼）	①情報分析（分類・評価）、状況図作成指示②ヘリテレ・TV・新聞情報
18	土木部		①状況図整理、②ヘリテレ・TV・新聞情報			
19	土木部		①状況図整理、②ヘリテレ・TV・新聞情報			
※20	土木部		①状況図整理、②ヘリテレ・TV・新聞情報			
副課長	応急対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係機関との調整・連絡</li> <li>・各部の応急対応状況の取りまとめ及び調整</li> <li>・各機関連絡幹線の派遣要請</li> <li>・自衛隊等の派遣要請事務</li> </ul>	1	危機管理課	国民保護班長	①応急対応班の総括、②他県への応援要請（初動）
			2	危機管理課		①班長の代行・補佐、②関係機関の活動状況取りまとめ、③他県への応援要請
			3	消防保安課		①緊急消防援助隊との連絡・調整状況把握、②コンビナート・危険物火災の対応把握、 ③応急対応班活動掌握（ホワイトボード係）
			4	危機管理課		①原子力防災情報の収集・対応、②原子力対応ない場合、クロノロジー作成支援
			5	総務部		①各部局等の応急対応状況の取りまとめ②活動状況図の作成③関係機関との連絡調整
			※6	県民生活部		①活動状況図の作成②総合防災情報システムの活用
			7	危機管理課		①クロノロジーの作成、②原子力対応時はNo4の代行業務
			状況編成	航空運用調整グループ	別示	①航空機等の運用 ②関係機関等との連絡・調整
副課長	報道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関への広報と対応</li> </ul>	1	公聴広報課参事		①報道班の総括、②マスコミへの情報提供
			2	公聴広報課		①マスコミからの電話対応、②マスコミへの情報提供
副課長	消防保安班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急消防援助隊の部隊移動に関する事</li> <li>・被災地管轄消防隊、県内消防応援部隊及び緊急消防援助隊の活動の調整</li> <li>・自衛隊、警察等関係機関との連絡調整</li> </ul>	1	本部長	消防保安課長	①緊急消防援助隊の応援要請又は県内消防の応援調整
			2	班長	消防班長	②消防応援活動調整本部の設置がない場合、危機管理課職員のバックアップ
			3	消防班		*消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の出動が決定された場合又は必要があると認め場合に設置する。
			4	消防班		
			5	消防班		
			6	消防班	航空隊副隊長（兼）	①航空運用調整グループの要員を兼務
			7	班長		
			8	保安班		①コンビナート・危険物火災の調整 ②コンビナート火災がない場合、危機管理課職員のバックアップ （①庶務班員、②庶務班員）
			9	保安班		*水島臨海地区に係る異常現象が発生、又は予測され、第1次防災体制以上を採った場合に活動する。
			10	保安班		
			11	保安班		
受援調整部		大規模災害時に設置	別示	（岡山県災害時広域受援計画による。）		
災害対策本部派遣連絡員等		1	警察・消防・自衛隊	各機関の計画による。		
		2	気象台・中国地整			
		3	日本赤十字			
		4	ライフライン会社			

注：※は非常体制から配備に就く者  
配席図については、「災害対策本部（集中配備室）配席図」（P49）を参照

○関係機関等への連絡

関係機関	電話番号等		注意体制	警戒体制	特別警戒体制	非常体制
	防災行政無線	NTT回線				
陸上自衛隊 日本原駐屯地	6440-031(事務室) 6440-038(宿直室) 6440-039(FAX)	0868-36-5151 (内線237、夜間等は302)	①警戒体制の連絡 ・警戒体制を執った旨を電話連絡	①特別警戒体制の連絡 ・特別警戒体制を執った旨を電話連絡  ②危機管理チーム会議への連絡員派遣依頼 ・必要に応じて、連絡員の危機管理チーム会議への派遣を依頼	①非常体制の連絡 ・非常体制を執った旨を電話連絡  ②災害対策本部会議への連絡員派遣依頼 ・必要に応じて、連絡員の災害対策本部への派遣を依頼  ③集中配備室への連絡員の派遣依頼	
自衛隊岡山地方協力本部	6242-031 (電話・FAX)	086-226-0362				
日本赤十字社 岡山県支部	6243-031	086-221-9595 086-221-9598				
警察本部 警備課	内線4542 内線4541(宿直) 内線5893(FAX)	086-234-0110 (内5732、5564(宿直)) 086-225-7465(FAX)				
	(特別警戒・非常体制時) 内線4524 内線5894(FAX)	086-234-0110 (内6858、6859) 086-225-7465(FAX)				
岡山地方気象台	6240-031	086-223-1331				
中国地方整備局防災課	6-73-87-3412	082-511-6162		上記①のみの対応	上記①のみの対応	
消防庁(応急対策室)			災害の状況に応じて火災・災害等即報を報告(報告基準等…下記のとおり)			
応急対策室	672-90-49013 672-90-49033(FAX)	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	報告を必要とする災害 ○災害対策基本法第53条(被害状況等の報告) ・県において災害対策本部を設置した災害 ・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害			
※69-…は、地域衛星通信ネットワーク	69-048-500-90-49013 69-048-500-90-49033(FAX)		報告の形式及び方法 ○災害報告取扱要領(昭和45年4月10日)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日)による			
消防防災・危機管理センター、宿直室	672-90-49102 672-90-49036(FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)				

消防庁への報告を必要とする災害(火災・災害等即報要領等による)

区分	即報基準	
災害即報	一般基準 ①災害救助法の適用基準に合致するもの(適用事務は保健福祉課) ②県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ③災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの ⑤自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	個別基準 ①地震…(1)県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの (2)人的被害又は住家被害を生じたもの ②津波…(1)津波警報又は津波注意報が発表されたもの (2)津波により人的被害又は住家被害を生じたもの ③風水害…崖崩れ、地すべり、土石流、洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮、強風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ④雪害…積雪、雪崩等により人的被害又は住家被害を生じたもの 積雪、道路の凍結、雪崩等により孤立集落を生じたもの	
	社会的影響基準 ①「一般基準」、「個別基準」に該当しない災害であっても報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合	
火災等即報	一般基準 次のような人的被害を生じた火災及び事故…①死者が3人以上 ②死者及び負傷者の合計が10人以上 ③自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	火災	建物火災 ①特定防火対象物で死者の発生した火災②高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの③大使館、領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災④特定違反対象物の火災⑤建物焼損面積3,000㎡以上と推定される火災⑥他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災⑦損害額1億円以上と推定される火災
		林野火災 ①焼損面積10ha以上と推定される火災②空中消火を要請又は実施した火災③住宅等へ延焼するおそれがある火災
		交通機関の火災 ①船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの ○航空機火災 ○タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 ○トンネル内車両火災 ○列車火災
		その他 ①特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの 例：消火活動を著しく妨げる毒ガスの放出を伴う火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故 ①危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 例：危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物・劇物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 ②危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で応急措置を必要とするもの③特定事業所内の火災	
	危険物等に係る事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で次に掲げるもの(石油コンビナート等防災区域内の事故を除く。) ①死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明が発生したもの②負傷者が5名以上発生したもの ③周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの④500キロボルト以上のタンクの火災、爆発又は漏洩事故 ⑤海上、河川への危険物等の流出事故 ⑥高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏洩事故	
原子力災害等 ①原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏洩があったもの ②放射線物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ③原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの		
その他特定の事故 ①可燃性ガス等の爆発、漏洩及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの 消防職団員の消火活動等に伴う重大事故		
社会的影響基準 ①「一般基準」、「個別基準」等に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合		
救急・救助事故即報	救急・救助事故即報については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること ①死者5人以上の救急事故 ②死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ③要救助者が5人以上の救助事故 ④覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故⑤消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥消防団員の救急、救助活動に伴う重大事故⑦自衛隊に災害派遣を要請したもの ⑧①～⑦までに該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 例：列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 バス転落による救急・救助事故 等	
武力攻撃災害等即報	①武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ②国民保護法第17条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	



## IV 危機管理チーム

### 設置要綱

#### (趣旨)

第1条 岡山県内に大規模な自然災害、重大な事故及び事件等（以下「大規模災害等」という。）が発生又は発生するおそれがある場合における迅速かつ的確な全庁的危機管理を行うため、危機管理チームを設置する。

#### (組織)

第2条 危機管理チームは、危機管理監及び別表の各部局の職員で構成する。

2 危機管理監は、危機管理チームを代表し、その所掌事項を統括する。

3 危機管理監に事故あるときは、別表の順で危機管理監の職務を代理する。

#### (所掌事項)

第3条 危機管理チームは、次の事項について所掌する。

(1) 非常体制時における災害対策本部の指示の伝達、実行状況の把握等

(2) 所管部局等が明確でない緊急事態等の初期対応等

(3) 特別警戒体制時における情報の収集の指示及び分析、対応方針の企画立案及び指示、関係機関との連絡調整の指示、災害対策本部員に対する状況の報告等の全庁的危機管理

(4) 危機管理に係る各種計画等の整備の検討、調査研究、訓練等

(5) その他危機管理に係る必要事項

#### (招集)

第4条 危機管理監は、特別警戒体制又は非常体制をとったとき若しくは大規模災害等に対する全庁的な危機管理の必要があると認められるときは、危機管理チーム会議（以下「会議」という。）を招集するものとする。

2 危機管理チームの構成員が必要と判断するときは、危機管理監に会議の招集を要請することができる。

3 危機管理監は、必要があると認めるときは、会議に関係課又は防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

4 前3項の場合のほか、危機管理監は、危機管理に係る各種計画等の整備の検討、調査・研究、訓練等のため、会議を招集することができる。

#### (事務局)

第5条 危機管理チームの事務は、危機管理課において行う。

#### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、危機管理チームの運営に関し必要な事項は、危機管理監が危機管理チームに意見を聞いて定めるものとする。

附則 1 この要綱は、平成15年1月16日から施行する。

2 岡山県震災対策推進会議設置・運営要綱（平成8年5月17日）は廃止する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(別表)

所 属	危機管理チーム構成員	危機管理監の 職務代理順位	備 考
	危機管理課長	第1順位	
	消防保安課長	第2順位	
	危機管理課副課長	第3順位	
	危機管理課参事（危機管理・防災訓練担当）		
	危機管理課総括参事（危機管理国民保護班長 ・防災対策班長・防災通信班長）		
総合政策局	公聴広報課長		
	政策推進課長		
総 務 部	総務学事課長		
県民生活部	県民生活交通課長		
環境文化部	環境企画課長		
保健福祉部	保健福祉課長		
産業労働部	産業企画課長		
農林水産部	農政企画課長		
土 木 部	監理課長		
出 納 局	用度課長		
企 業 局	施設課長		
教 育 庁	教育政策課長		
警 察 本 部	警備課長		

## V 災害対策本部

### 1 県災害対策本部設置の基準（岡山県地域防災計画、岡山県災害対策実施要綱）

- (1) 次の状況下で、県下に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、知事が必要と認めたとき。
- (ア) 県下に、大雨、洪水、高潮、津波、暴風、大雪又は暴風雪の警報が発表されたとき。
  - (イ) 県下に大規模な火災又は爆発が発生したとき。
  - (ウ) 県下に有害物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生したとき。
  - (エ) その他現に災害が発生したとき。
- (2) 県下に震度5強以上の地震が発生したとき。
- (3) 県下に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪）、大津波警報が発表されたとき。
- (4) 原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき、又は知事が必要と認めるとき。

### 2 県地方災害対策本部の設置の基準（岡山県災害対策本部規程第10条）

災害対策本部長は、必要があると認めるときは、特定の区域にかかる災害対策を実施するため、当該区域を所轄する県民局に地方災害対策本部を設置する。

### 3 県現地災害対策本部の設置（岡山県地域防災計画）

相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたときに設置する。

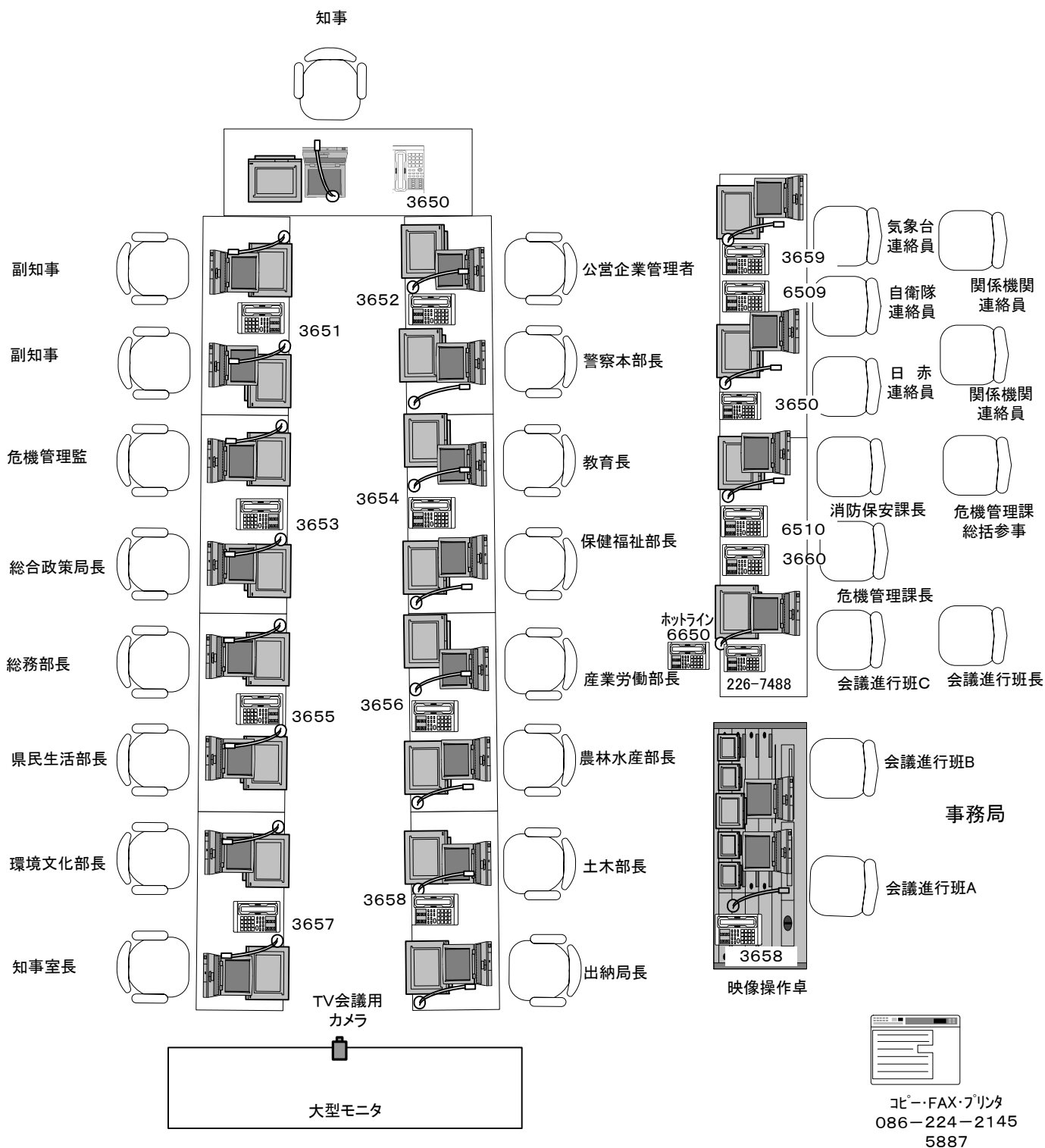
〔 県地方災害対策本部だけでは、被災市町村との連携、情報収集、迅速な応急対策等の実施が困難なとき設置する。 〕

### 4 県災害対策本部廃止の基準（岡山県災害対策実施要綱）

知事は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね完了したと認めたときは、県本部を廃止する。

# 災害対策本部会議配席図

防災・危機管理センター 1階 本部会議室



# 危機管理チーム会議配席図

防災・危機管理センター 1階 本部会議室

